

2019 年 8 月 21 日 《No.3491》

【独法等対策委員会ニュース No.10】

職場の実態から運営費交付金拡充を求める ～学研労協、全大教、特殊法人労連と共同で財務省を追及～

国公労連・独立行政法人対策委員会は、7 月 25 日、運営費交付金の拡充を求め、学研労協、全大教、特殊法人労連と共同で財務省交渉を実施しました。

交渉には、学研労協の芝池議長、小滝事務局次長、全大教の長山中央執行副委員長、特殊法人労連の岡村事務局次長のほか、全通信研究機構支部、全経済産総研労組、全経済製品評価技術基盤機構労組、全医労本部、全経済本部、国土交通労組本部、東京国公、国公労連本部あわせ、総勢 13 人が参加しました。

財務省側は、主計局（宮井主査、齋藤調整第二係長）、文部科学係（柳川文部科学第一係長）が対応しました。

医療・研究開発・教育などの業務運営に支障が ～626 団体の署名を提出～

交渉の冒頭、要求書（別添参照）を提出するとともに、団体署名 626 団体分を提出し、国公労連の笠松書記次長（独法対策委員長）から以下のとおり要求趣旨を説明した後、各参加者から財務省を追及しました。

独立行政法人・国立大学法人等の運営の基盤となっている運営費交付金は全体として連年にわたって削減されつづけ、国民の安全・安心を守る独立行政法人の医療・研究開発・教育などの業務遂行運営に支障をきたしている。

国民生活の安定及び社会経済の健全な発展などに寄与している独立行政法人・国立大学法人等を維持・発展させていくために運営費交付金の拡充が求められている。

各組織からの代表も参加しており、職場の実情と要求を発言するので、その発言をふまえた財務省からの回答を求めたい。

運営費交付金削減の影響を職場実態から追及

○学研労協—— 日本の科学技術力が低下しないよう基礎的研究を重要視すべき

学研労協はつくば市にある国や研究機関の協議体であり約 2,700 名で構成している。運営費交付金については、研究の最も基本的な研究費であり、ベーシックインカムと認識しているが、毎

年削減され続け、報道でも日本の科学技術力の低下が指摘されている。第 37 回国立試験研究機関全国交流集会で行ったアンケートでも短期間で成果がでるような外部資金をとりやすい研究が重視される一方で基礎的研究が軽視され、研究シーズが枯れてきているとの回答が毎年増加し、報道と同様な結果となっている。

農研機構では、政府が推進するソサイエティ 5.0 の実現のため、スマート農業の推進などが重視され、急な業務変更が行われ、退職者の補充がないなど、従来から行われている環境問題などの基礎的研究が蔑ろにされている。日本の科学技が低下させないために、運営費交付金の拡充が必要である。

○全大教—— 運営費交付金を維持し適正な学生支援を

来年度から始まる高等教育の無償化に関して、大学等における修学の支援に関する法律の趣旨、財務省の財政制度等審議会の建議などでは、対象を真に支援が必要な低所得者とし、学生の進学先で決定されるなど、非常に限定的なものとなっている。個人の教育を受ける権利を重視した無償化とすべき。同法律では、運営費交付金の一部で授業料免除の枠があるが、今後、従来支援を受けていた学部生が引き続き支援が受けられるよう、運営費交付金の財政措置の継続を求める。大学院生は、これまで運営費交付金による授業料免除が可能であったが、その継続がなされなければ、支援がされないこととなる。大学院生に対する支援のための運営費交付金の財政措置の継続を求める。

財務省の財政制度等審議会の建議では、各研究施設への予算が一律的だと問題視しているが、配分を変動させることにより基盤的教育研究費が確保されなければ、必要なゼミが開講できない、設備が改修できないなど、現在でも運営が困難な大学の運営がさらに困難になり、国民の要望からかけ離れるものとなる。また、評価配分枠を拡大する方針は、共通指標を設けて大学の人事・運営まで関与することとなる仕組みであり非常に問題である。

働き方改革が政府の重要な政策となる中、多くの大学の教員は裁量労働となっているが、深夜休日への必要な超勤手当が適切に支払われるためにも運営費交付金の拡充が必要である。

○特殊法人労連—— 業務の効率化のためにも運営費交付金の措置が必要

事業の内容が複雑・困難かする中、中期目標の中で事業規模に関係なく一律的に運営費交付金が削減されている。非正規や外部委託で業務を実施しており、正規職員への負担が増加し、長時間過密労働が増え、メンタル疾患患者など長期休業者も増加している。また、事業を支える中間層の職員が減少し、事業の系統が困難になっている。

奨学金を扱っているイギリスの S L C (Student Loans Company) では、電話の問い合わせについて、正規職員が一次受けすることで、その後の二次受け、三次受けの問い合わせも少なくなり、正規職員が説明することでサービスの向上と業務の効率化がはかられている。非正規や外部委託を増やすのではなく、正規職員による業務を実施すべきである。

独立行政法人日本学生支援機構法の改正では、進学先により給付対象からはずすという措置が盛り込まれた。学生支援の基本的な考えからはずれるものであり、給付が打ち切られることのないよう、運営費交付金の措置を求める。

○全医労—— 必要な政策医療と運営は運営費交付金で

国立病院機構では、本来、運営費交付金により措置されるべき医療設備などを寄付で購入しているという状況である。寄付された設備も維持・管理ができず、結局、使用できないといった状況になっている。こうした状況から、機構当局は、職員の労働条件が維持できないとして国に準拠した給与も支給されないばかりか、夜勤勤務者を3人から2人にしようとしており、最低ランクの看護もできない。必要な政策医療と運営は運営費交付金で措置すべきである。

○全通信研究機構支部—— 継続・安定した研究がなされるよう

労働契約法の改正に伴い、研究開発力強化法では、有期雇用の研究員の雇用期間を5年から10年とされたが、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に名を変え、経済対策の起爆剤とされるような性格のものとなった。研究をどう引き継いでいくか、若手・中堅研究者の育成をどうしていくかが大きな課題となっている。経済対策ばかりでなく、科学研究政策に悪い影響を与えないよう、安定した研究が継続的に可能となるよう、運営費交付金の拡充を求める。

○全経済—— 一律的な運営費交付金の削減を行わず、満額査定を

一律的な運営費削減は限界である。産業技術総合研究所での研究費確保、すべての職員の労働条件を改善できる人件費、国に準拠して定年年齢引き上げするための運営費交付金の拡充を求める。戦後40年となるつくば地区の研究機関をはじめ老朽化対策は急務となっている。老朽化対策のための必要な予算確保、中長期計画において必要な施設整備費の確保を求める。また、特定研究特例随契について、特定契約手続きの更なる簡素化、契約金額上限の引き上げにむけた財務省のはたらきかけを求める。

製品評価技術基盤機構では、行政サービス向上に向けて奮闘し、高く評価されている。係数による削減は一定緩和されたが、基本的な運営費交付金の削減は続いている。一律的な削減を行わず、満額査定することを求める。

○国土交通労組—— 人員と環境の整備のための予算確保を

自動車技術総合機構では、自動車・鉄道の国際的な基準への調和・国際調達・研究などを行っているが、基礎的な研究が困難な状況になっている。5月に道路運送車両法が改正され、自動車の自動運転のための安全基準の作成、支援などを行うなど新たな業務も行っている。成長戦略のひとつともされており、重要施策を支えているにも関わらず予算が削減され、施設が整わないままに研究を行う実態となっている。業務が確実に実施できるよう人員と環境の整備のための予算確保が必要である。

従来の域を出ない回答

～財務省「各省の要望を踏まえ優先順位をつけながら精査」～

各労組等からの訴えを受け、財務省側からは、「それぞれの現場の状況を伺った。各省庁の要求・要望等も踏まえ議論し、優先順位をつけながら精査していく」「ご意見は承るが、制度上、各省や独法組織内での議論に基づき頂いた要望を踏まえて検討しており、各省の中で予算要求が通らないものは財務省での予算化は困難である」などとする回答を行いました。

最後に、笠松書記次長から「各省当局にも要望をしているところであり、そこから財務省に要求があがっている。現場が大変厳しい状況となる中で、少しでも職場が良くなるよう、国民の安心・安全に資する研究・業務が困難になっている現状を踏まえ、必要な予算確保を求めているものである。現場の実態を踏まえ、引き続き予算確保に向けた努力を求める」と述べ交渉を締めくくりました。

以 上

別添

2019年7月25日

財務大臣 麻 生 太 郎 殿

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会

議長 芝池 博幸

日本国家公務員労働組合連合会

中央執行委員長 岡部 勘市

全国大学高専教職員組合

中央執行委員長 鳥畑 与一

特殊法人等労働組合連絡協議会

議長 竹内 清

独立行政法人・国立大学法人等の

運営費交付金拡充等を求める要請書

独立行政法人（中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人）・国立大学法人等の運営費交付金は抑制され続けています。運営費交付金の抑制は、医療・研究開発・教育などをはじめとして多岐にわたる業務を通じて国民の安全・安心を守り、産業活動の基盤を支える独立行政法人の運営に支障をきたし、国立大学法人・大学共同利用機関法人・（独）国立高専の高等教育においても、学術研究、附属病院での医療の機能を低下させるとともに、国民の教育を受ける権利の後退を招く原因となっています。運営費交付金削減の代替とされる競争的資金は、現有施設の維持・管理・更新の用途にはそぐわないため、老朽化した設備を修繕することができず、安全

上の問題も発生しています。

行革推進法による人員削減もかさなっており、正規の職員・教員が採用できないため、非正規職員・教員でその場をしのぐ法人が増え、業務や研究の質や継続性が保てなくなっている現状です。さらに、無期転換権を得た非正規職員・教員の雇用を保障するためにも運営費交付金の拡充が必要となっています。

国立大学では、人件費の削減や教員人事の凍結によりゼミがなくなる、物件費の枯渇により機器の修理や材料の購入などにも支障が発生し、研究活動のみならず教育活動まで維持できなくなりつつある等の問題が生じており、ノーベル賞受賞者のみなさんも口を揃えて、基盤的研究費が安定的に措置されることの重要性を指摘され、運営費交付金不足による研究資金の不足が、経常的な研究活動を阻害していることへの危惧を表明されています。2018年版科学技術白書でも「多様で卓越した知を生み出す学術研究や基礎研究、あらゆる活動を支える研究資金といった基盤的な力の強化が必要」としています。2019年度予算からは評価配分枠が大幅に拡大され共通指標が盛り込まれ、国立大学の自治がさらに後退しています。

国民生活の安定、社会経済の健全な発展、社会の進歩と福祉の向上のためには、独立行政法人・国立大学法人等の運営費交付金の拡充が必要です。

つきましては、貴職が、下記事項を実現するよう強く求めます。

記

1. 独立行政法人等が行う国民の安心・安全を守り、産業活動の基盤を支える業務の維持・拡充をはかるため、必要な運営費交付金を確保すること。
2. 国立大学法人等の高等教育、学術研究、附属病院での医療の質の向上を図り、国民の教育を受ける権利を保障するために必要な運営費交付金を確保すること。運営費交付金は使途を特定しないわかし切りの基盤経費とし、政府による評価と結びつけることをやめること。
3. 法人運営の実態に応じた必要な増員を含め、総人件費の増額を認めること。
4. 再雇用・定年年齢の引き上げなどの高年齢者雇用対策や有期雇用職員の無期転換権を保障するために、運営費交付金のさらなる措置を行うこと。

以 上